

日中サービスマン支援型共同生活援助の地域の協議会への報告・評価の流れ

①日中サービスマン支援型共同生活援助事業所（以下、「事業所」という。）所在地の市町から事業所に対して、協議会等への出席及び、事業内容報告書（仮称）（以下、「報告書」という。）の提出を依頼する。

②事業所は日中サービスマン支援型共同生活援助の実施状況等を記載した報告書を作成し、市町へ提出する。【様式1、様式2、様式3】

③事業所は市町が実施する協議会等へ出席し、日中サービスマン支援型共同生活援助の実施状況を報告する。

④協議会等は報告を受けた内容に対する評価を行い、必要に応じて事業所に対する要望、助言等を行う。

⑤地域の協議会での評価結果を事業所へ通知する。

⑥市町は協議会等による事業所に対する評価、及び要望、助言の内容を三重県（子ども・福祉部障がい福祉課）へ情報提供する。



